



# 宮 崎 県 公 報

令和4年3月7日 (月曜日) 第 286 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の名称の変更…………… (福祉保健課) 1
- 生活保護法に基づく指定施術者の施術所の所在地の変更…………… ( “ ) 1
- 民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 1

頁

○保安林の指定施業要件の変更…………… (自然環境課) 2

### 公 告

- 土地改良区の役員の退任の届出…………… (農村整備課) 2
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定 (2件) …………… ( “ ) 2
- 土地改良区の土地改良事業計画変更の認可…………… ( “ ) 2

### 企業局企業管理規程

- 企業局職員の被服貸与規程の一部を改正する企業管理規程…………… 2

## 告 示

### 宮崎県告示第 163号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の2第5項において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定介護機関 (居宅介護事業所) から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年3月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 届出をした指定介護機関 (居宅介護事業所)

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉法人まほろば福祉会	宮崎市大字跡江 5 25番地	ひらり	東諸県郡綾町大字南保 617番地 1

#### 2 届出事項

居宅介護事業所の名称及び所在地			変 更 年月日
変 更 前	変 更 後		
天領の杜 東諸県郡国富町大字竹田 793番地	ひらり 東諸県郡綾町大字南保 6 17番地 1		令和3年 12月 1日

### 宮崎県告示第 164号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第55条第2項において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法

律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和4年3月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 届出をした指定施術者の氏名並びに施術所の名称及び所在地

氏名及び 施術所の名称	所 在 地
峯崎龍彦 宮崎訪問鍼灸マッサージ	東諸県郡国富町本庄2103-22

#### 2 届出事項

施術所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
東諸県郡国富町本庄 1886-1 フェニックスⅢ 201	東諸県郡国富町本庄 2103-22	令和4年2月1日

### 宮崎県告示第 165号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和4年3月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町大藤字中ノ迫北乙11 18・字中ノ迫東乙1176 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 166号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和4年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日南市北郷町大藤字中ノ迫北乙1118・字中ノ迫東乙1176（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、綾川総合土地改良区（国富町）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和4年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	太 田 武 重	宮崎市佐土原町下那珂3474番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、野尻原土地改良区（小林市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類  
決定に係る土地改良事業計画書
- 2 縦覧期間  
令和4年3月7日から令和4年4月5日まで
- 3 縦覧場所  
小林市役所野尻庁舎

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、堤土地改良区（小林市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 縦覧に供する書類  
決定に係る土地改良事業計画書
- 2 縦覧期間  
令和4年3月7日から令和4年4月5日まで
- 3 縦覧場所  
小林市役所

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、長者井堰土地改良区（小林市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和4年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

企業局企業管理規程

企業局職員の被服貸与規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和4年3月7日

宮崎県企業局長 井手義哉

宮崎県企業局企業管理規程第1号

企業局職員の被服貸与規程の一部を改正する企業管理規程

企業局職員の被服貸与規程（昭和55年宮崎県企業局企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前							改正後			
別表第1 個別貸与被服の貸与基準（第3条関係）							別表第1 個別貸与被服の貸与基準（第3条関係）			
貸与品名							被貸与者			
							総合制御			ダム放流警報
							課運用担			

被貸与者	業務	防寒服	作業衣 又は作 業シャ ツ		作業ズ ボン		作業帽		安全靴 等		ゴム長 靴		ベルト		
		期 間	数 量	期 間	数 量	期 間	数 量	期 間	数 量	期 間	数 量	期 間	数 量	期 間	数 量
被貸与者	財産管理業 務に従事す る職員	36	1	12	2	12	2	12	1	24	1	24	1	24	1
	ダム放流警 報業務に従 事する職員 (財産管理 業務に従事 する職員を 除く。)	36	1	36	2	36	2	36	1					24	1
総務課	技術職員 工事執行担 当の事務職 員	36	1	12	2	12	2	12	1	24	1	24	1	24	1
総合制 御課	運用担当の 職員	36	1	12	2	12	2							24	1
	その他の技 術職員	36	1	12	2	12	2	12	1	24	1	24	1	24	1

備考 貸与期間は、月で計算する。

別表第2 共用被服貸与品備付箇所・数量基準 (第3条、第5条関係)

貸与品名	作業衣	作業ズ ボン	ゴム長 靴	地下足 袋	雨合羽	安全靴	登山靴	防寒着
1 総務課	[略]							

貸与品名	数量	貸与期間	当以外の 技術職員 、財産管 理業務に 従事する 職員又は 工事執行 担当の事 務職員	総合制御 課運用担 当の職員	業務に従事す る職員(財産 管理業務に従 事する職員を 除く。)
防寒服又は 空調服	左欄のうちい ずれか1着	3年	貸与する		
作業衣、作 業シャツ、 空調服又は つなぎ服	左欄のうちい ずれか2着	1年(ただ し、ダム放 流警報業務 に従事する 職員(財産 管理業務に 従事する職 員を除く。 )は3年)	貸与する		貸与する(た だし、つなぎ 服は除く。)
作業ズボン	2着(ただし、 前段「作業衣、 作業シャツ、空 調服又はつなぎ 服」で「つなぎ 服」を貸与した 場合は、つなぎ 服を貸与した数 量を差し引く。 )	1年(ただ し、ダム放 流警報業務 に従事する 職員(財産 管理業務に 従事する職 員を除く。 )は3年)	貸与する		
作業帽	1個	1年(ただ し、ダム放 流警報業務 に従事する 職員(財産 管理業務に 従事する職 員を除く。 )は3年)	貸与する	貸与しな い	貸与する
安全靴等	1足	2年	貸与する	貸与しない	
ゴム長靴	1足	2年	貸与する	貸与しない	
ベルト	1本	2年	貸与する		
ファン	1個(ただし、 初めて空調服を 選択した者)	/	貸与する		
バッテリー	1個(ただし、 初めて空調服を 選択した者)		貸与する		

別表第2 共用被服貸与品備付箇所・数量基準 (第3条、第5条関係)

貸与品名	作業衣	作業ズ ボン	ゴム長 靴	地下足 袋	雨合羽	安全靴	登山靴	防寒服
1 総務課	[略]							

2 総合制 御課		2 総合制 御課	
3 北部管 理事務所		3 北部管 理事務所	

別記様式第 1 号及び別記様式第 4 号中「@」を削る。

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。